

施設園芸栽培環境改善支援事業実施要領

(目的)

第1条 近年、燃料価格の高止まりにより冬季の加温コストが増加していることや、夏季の高温の顕著化により従来の管理では収量を維持することが難しくなっていることが影響し、施設園芸農家の経営が圧迫されている。これらの影響を受けづらい経営体質への改善を図るためにはヒートポンプや被覆資材、細霧冷房装置の導入が効果的だが、近年の物価高騰のため、設備投資が進みづらい。

このため、施設園芸農家が行う、栽培環境の改善に向けた設備・資材の導入を補助することにより、燃料価格の高騰及び夏季の高温の影響を受けづらい経営体質への改善を図る。

(事業の内容)

第2条 燃料価格の高騰及び夏季の高温の影響を受けづらい経営体質への改善に向けて行う、設備及び資材の導入に係る経費であって、第4条の補助対象経費に規定するもののうち、必要かつ相当と認めるものについて、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「交付規則」という。）及び農林水産部関係補助金交付要綱（平成24年3月30日付け三重県公告第249号）及び農産園芸課関係補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に基づき、予算の範囲内において補助する。

(事業実施主体)

第3条 この事業の実施主体は県内で施設園芸を営む農業者であって、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 施設園芸の経営面積が5アール以上であること
- (2) 導入する設備・資材の耐用年数期間以上、経営を継続する意思のあること
- (3) 下記の①又は②又はその両方の成果目標を設定し、達成に向けて取り組むこと
 - ①燃料の高騰対策のための設備・資材の導入後の作期のうち、任意のひと月分について、燃料使用量（購入量）を前年同月対比で5%以上低減
 - ②夏季の高温対策のための設備・資材の導入後の作期のうち、任意のひと月分について、出荷量または売上を前年同月対比で5%以上増加

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、燃料価格の高騰及び夏季の高温の影響を受けづらい経営体質への改善に向けて行う、設備及び資材の導入に係る経費として、別表1に記載されたものとする。

2 補助金額は、事業に要する経費の2分の1以内とし、上限金額は別表1のとおりとする。なお、要望額が予算額を上回った場合、全ての申請者について補助率を一律に減じて調整し、交付するものとする。

(国補助金との重複受給の禁止)

第5条 前条に規定する補助対象経費に対して、本補助金と重複して国補助金の交付を受けてはならない。市町による補助金を受ける場合においては、本補助金との総額が総事業費を超えないものとする。

(事業実施計画の提出)

第6条 事業実施主体は、事業実施計画書(別紙1)を作成し、管轄する農林水産(農政、農林)事務所を経由して、別記様式1により知事に提出するものとする。

(事業実施計画の審査)

第7条 知事は、前条により事業実施計画の提出があった場合には、速やかにこの内容を調査し、事業内容、目標の妥当性及び実現の可能性について審査をするものとする。

2 前項の審査により、適当と認められた事業実施計画について、予算の範囲内において採択をするものとする。

(採択の結果の通知)

第8条 知事は、別記様式2により前条2項の規定による採択結果を申請者に通知するものとする。

(計画の変更、中止又は廃止の承認)

第9条 前条の規定により採択の通知を受けた申請者は、次に掲げる事由が生じた場合、第6条の手續に準じて、変更(中止又は廃止)承認申請を別記様式3により知事に提出し、承認を得るものとする。

(1) 補助対象経費の変更(30%以下の減額を除く。)

(2) 事業内容の中止又は廃止

(計画の変更、中止又は廃止の承認の通知)

第10条 知事は別記様式2を準用し、前条による承認結果を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、知事が別に定める期日までに、交付要領第3条の規定に基づき補助金交付申請書(基本第1号様式)を提出し、交付規則第4条の規定による補助金等の交付決定(以下、「交付決定」という。)を受けるとともに、交付決定の条件を遵守しなければならない。

2 知事は、事業実施主体から交付要領第8条の規定に基づく精算払請求書または概算払請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の着手)

第12条 事業の着手は、交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に着

手する場合については、事業実施主体は、交付決定前着手届（別記様式4）を知事に提出するものとする。

（事業実績報告書の提出）

第13条 事業実施主体は、実績報告書（別紙1）を作成し、事業完了の日から30日以内または令和8年3月20日のいずれか早い日までに、別記様式1により管轄する農林事務所を経由して知事に報告するものとする。

2 知事は、必要に応じて事業実施主体に対して、事業の実施状況について報告を求めることができるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月14日から施行する。